

職員の給与に関する報告および勧告に当たって(談話)

令和2年10月26日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与について報告し、併せて特別給の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を2回に分けて実施したところですが、企業活動が大きな影響を受けている中、特別給に関する調査の完了率は非常に高いものとなりました。調査に御協力いただいた事業所の皆様に、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、特別給について、民間事業所における支給割合が、職員の支給月数を下回っていたことから、年間4.45月分に引き下げることとしました。

なお、月例給については、調査結果に基づき、改めて必要な報告および勧告を行うこととしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が公務にも大きな影響を及ぼす中、職員は日々全力で職務にまい進しています。厳しい勤務環境の下で誇りを持って真摯に取り組んでいる職員各位に対し、心からの敬意を表するとともに、引き続き県民のため職務に精励いただくようお願いします。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。